平成２６年（フ）第１０５６号
東京都千代田区外神田６丁目12―４　加藤ビル２階、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区上野７丁目11番７号
破産者　株式会社ＡＧＴ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２７７号
東京都大田区東蒲田２丁目21番４号
破産者　ジヤパン・ビジネスサービス株式会社
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４３号
岐阜県大垣市本今３丁目140番地　グレイスヴィラ101号、開始決定時の住所岐阜県揖斐郡大野町大字野字木虎1040
破産者　樋口まゆみ
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第３３３号
岐阜県山県市高木1419番地４　高木ハイツ６号、申立時の住所岐阜県山県市富永837番地
破産者　ファッションエフこと　山下　太志
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２４８号
兵庫県明石市西明石南町１丁目13番20号
破産者　宇治多賀茶業株式会社
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
最後の住所広島市南区出汐１丁目３番19―201号
破産者　被相続人亡四木徹相続財産
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１８４号
高知県南国市双葉台13番地
破産者　ミツワ株式会社
1　決定年月日　平成26年６月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第１４５９号
熊本市中央区本山４丁目７番39号英荘東102、開始決定時の住所福岡市早良区星の原団地第45号棟第504号
破産者　興梠　幸男
1　決定年月日　平成26年５月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２０４２号
福岡県朝倉郡筑前町赤坂2779番地132
破産者　池田　高志
1　決定年月日　平成26年５月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７号
福岡県筑紫野市塔原東２丁目５番12―303号
破産者　吉武　　誠
1　決定年月日　平成26年５月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第７号
埼玉県春日部市南１丁目14番９号　アネックス春日部２期102号、開始決定時の住所埼玉県春日部市中央５丁目６番地15　Ｋコーポヤマ101号
破産者　大作　晃治
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１３号
埼玉県春日部市大枝92番地８　シティハイムパル201、開始決定時の住所埼玉県春日部市上蛭田146番地１レクシオ春日部豊春302
破産者　樋口　軌文
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６６号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
破産者　木浪　忠勝
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第６７号
埼玉県八潮市大字南後谷812番地14
破産者　木浪　絹江
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
埼玉県三郷市早稲田４丁目11番地５
破産者　辻　　純一
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７５号
埼玉県吉川市大字木売新田138番地26、旧住所埼玉県三郷市天神２丁目118番地　シティ・イチローⅡ203
破産者　小賀　三明
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第７６号
埼玉県吉川市大字木売新田138番地26
破産者　小賀笑美子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５８号
相模原市中央区横山台２丁目15番６―２号
破産者　大貫　佳子
1　決定年月日　平成26年５月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部